

2012(平成24)年度 定期総会

2012(平成24)年5月30日(水) 12時30分 弁護士会館クレオ

会務執行方針(要旨)

1. 東日本大震災被災者・原発被害者の 権利回復

都内でも7,000～8,000名の方が福島県から避難されており、当会を始めとする東京三会の協力なくしては、この方々の具体的な権利回復は難しい。福島、宮城、岩手の各県においても、支援の必要は継続している。引き続き会員の特段のご協力をお願いしたい。

原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)は、2,000を超える申立案件を抱え、さらに今後、月に400～500件の申立てが予想される。しかし、それに対処する仲介委員、調査官が全く足りない状況にある。弁護士会として、仲介委員、調査官の待遇改善を求めつつ、人的補充を具体的に実現するために、全力で協力したい。また、多くの被害者に弁護士が代理人として法的支援をすることが重要であり、そのことが、迅速な争点整理につながる。これについてもさらに推進したい。

今国会で審議されている原発被害者支援法についても、早期に法案を成立させ適正に運用させるように弁護士会としても取り組みたい。

2. 司法改革のさらなる推進

弁護士の数が増えただけでは、市民の司法アクセスの拡充につながらない。市民にとって利用しやすく頼りがいのある司法を実現するために、裁判所、検察庁の改革と併せて司法の制度的基盤の拡充と整備

に取り組みたい。

3. 業務改革

業務の拡大をどう進めていくかは、極めて重要な課題である。法廷だけではなく、自治体、国、企業等に、弁護士がさらに広く参画する現実的な取組みを進めたい。また、自治体法律相談への弁護士会の関与を拡充していく取組みを強化したい。あわせて、弁護士業務に関する広報戦略を検討し実行したい。

4. 若手会員に対する支援

新規登録弁護士に対する研修を充実させるため、来年1月からクラス研修制度を実現したい。現在、プロジェクトチームをつくって具体化を進めている。この秋口には具体案を提示して、クラス研修をサポートする講師陣の態勢作りのため、多くの会員のご協力をお願いしたい。

5. 法教育の推進

様々な委員会が学校(中学校・高校)で行っている出前講座活動の情報交換を進め、各活動をできる限り連携化・体系化することで、法教育をさらに前進させたい。また、東京都教育委員会などとも話し合いをして、教師の研修に弁護士を派遣し、全ての学校で法教育を進めることを目指したい。



6. 刑事司法改革

取調べ可視化の議論は、法制審の特別部会で進んでいる。個々の刑事裁判で現れてきた検察あるいは警察の問題点も素材にして、取調べ全過程の可視化、人質司法の打破、証拠の全面開示を、それぞれ具体的に進展させたい。

7. 全面的国選付添人制度の実現

日弁連の定期総会で、2013（平成25）年に制度の実施を求める決議が採択された。現在、法務省は「2008年改正少年法等の検証に関する意見交換会」を開始しており、その中でも、日弁連は全面的国選

付添人制度の実現を求めている。現在、日弁連は会員からの特別会費で付添人に年間8億～9億円の予算を投じているが、これは本来国が負担すべきものである。子どもの人権保障に向けて、制度の早期実現に尽力したい。

8. 法曹養成と法曹人口問題への対応

裁判所法改正に合わせて、「法曹の養成に関するフォーラム」の後継組織が閣議決定でつくられる予定である。同組織において、早ければ今年中にも取りまとめが行われると予想される。情勢に遅れることなく、弁護士会の方針を確定し、その実現のために積極的に活動したい。

審 議

第1号議案 平成24・25年度綱紀委員会の弁護士会員委員（正委員）25人の選任及び同委員の任免について常議員会に一任することに関する件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

綱紀委員会の弁護士会員委員（正委員）105人中25人が本年度内に任期満了になるので、慣例により、その選任及び任免を常議員会に一任することにした。

第2号議案 「東京弁護士会会則（第10条）」の一部改正の件

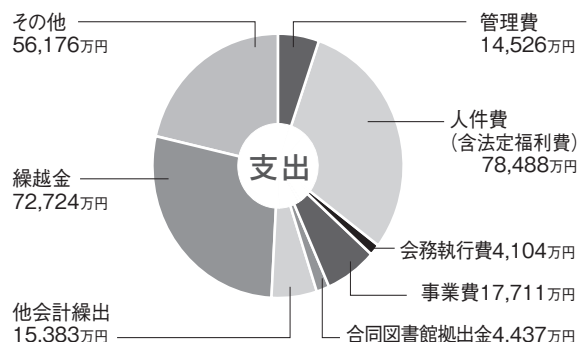
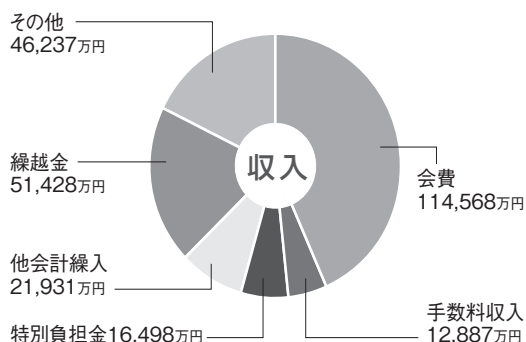
◎承認（全会一致）

〈内容〉

住民基本台帳法一部改正が2012（平成24）年7月9日に施行され、外国人登録原票は廃止になり、外国籍の者についても住民登録されて住民票の写しが交付されることになる。その改正にあわせて、これまで東京弁護士会会則第10条（弁護士名簿の登録請求）第2項第2号において外国籍の登録請求書に「外国人登録原票記載事項証明書」の提出を求めていたものを「外国人住民に係る住民票の写し」に改めることとした。

2011(平成23)年度一般会計 決算

合計 約263,549万円



第3号議案 「会務活動等に関する会規」の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

当会では、国選・当番弁護士の受任希望者の不足の解消、弁護士自治の維持発展、会務負担の衡平などを理由に、2004（平成16）年度に会務活動を義務化した。

その後、新入会員の増加や国選弁護事件の減少など弁護士及び弁護士会の状況が変わってきたことから、会務活動等に関する会規（以下「会規」という。）を改正することにした。主な改正点は、①会務活動等への参加義務等を規定する会規第2条第1項に「委員会等の依頼に基づき就任する外部機関の委員等としての活動」を追加する、②会規第2条第4項により会務活動等に参加するものとみなすものとして、別表を改正し、「本会の総会議長、副議長」等を追加し32項目とする、③会規第3条第2項に新たに第4項として「国会議員、都道府県議会議員及び

政令指定都市の市議会議員の職にある者並びに都道府県知事、同副知事、市区町村長、副市町村長及び公営企業管理者の地位にある者」、第5項として「法令により職務専念義務を有する公務員の職にある者」を加えるものである。

第4号議案 2011（平成23）年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

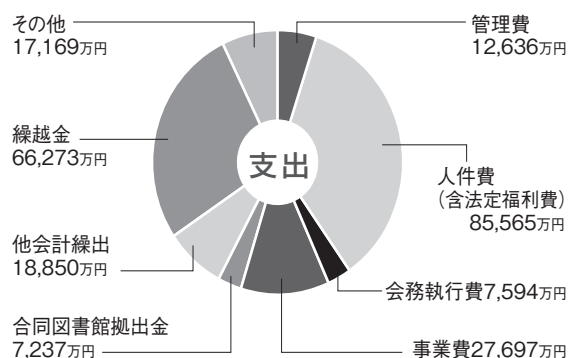
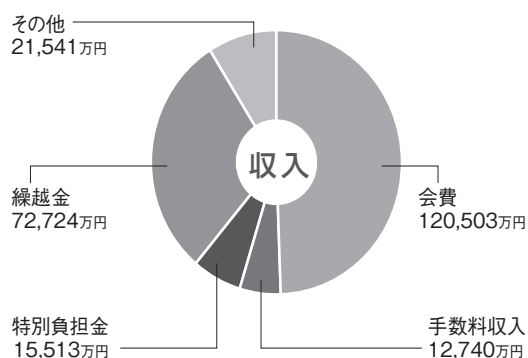
◎承認（全会一致）

〈内容〉

「2011（平成23）年度一般会計・特別会計決算報告書」に基づき審議した。『定期総会招集通知書』23頁下から7行目から同25頁6行目までの補足説明については、前年度理事者より一部撤回する旨の説明がなされた。総会においては、同補足説明について会員に誤解のないよう周知するとの提案がなされ、上記提案に基づき、2011（平成23）年度一般会計・特別会計決算（グラフ参照）が承認された。総会后、前年度理事者の了解を得て、同補足説明を全文削除

2012(平成24)年度一般会計 予算

合計 約243,021万円



することとされた。

第5号議案 2012(平成24)年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第6号議案 東京弁護士会会計規則第24条但書(科目間等の流用)の承認の件

第7号議案 2013(平成25)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

第5号議案は、「2012(平成24)年度予算説明書」に基づき審議し、2012(平成24)年度一般会計・特別会計収支予算(グラフ参照)を承認した。

第5号議案の可決に伴い、前年度の定期総会で承認された2012(平成24)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し(会計規則第21条第2項)、本予算内の収支として処理される。また、職員退職金については、若干余裕を

もたせて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出として計上した6,000万円を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについても提案され、あわせて承認した。

第6号議案は、会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることについて承認した。但し、個々具体的な流用については、理事会会の承認を必要とするのが慣行である。

第7号議案については、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、暫定予算については予算書を作成せず、「2013(平成25)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は2012(平成24)年度本予算額の12分の3とする」ことを承認した。